

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 ↳ 75	……略……	……略……	……略……	1 ↳ 75	……略……	……略……	……略……
76	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。） <u>第5条の14</u> の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	……略……	……略……	76	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。） <u>第5条の4</u> の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	……略……	……略……
77	マンション管理適正化法 <u>第5条の16</u> 第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に	……略……	……略……	77	マンション管理適正化法 <u>第5条の6</u> 第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に	……略……	……略……

	対する審査				対する審査		
78	マンション管理適正化法第5条の17第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	……略……	1件につき、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア マンション管理適正化法第5条の17第2項において準用するマンション管理適正化法第5条の14各号に掲げる基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円 （変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,800円	78	マンション管理適正化法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	……略……	1件につき、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア マンション管理適正化法第5条の7第2項において準用するマンション管理適正化法第5条の4各号に掲げる基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円 （変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,800円

			に 1 を超える長期修繕計画の数に 2,600 円を乗じて得た額を加算した額) イ～カ ……略……				に 1 を超える長期修繕計画の数に 2,600 円を乗じて得た額を加算した額) イ～カ ……略……
--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。